

外国人労働者の受入れを巡る 考え方について

2005年6月9日

社団法人日本介護福祉士会

【外国人介護労働者の受入れに関する意見】

わが国における介護福祉サービスの現場の現状、および労働力に着目しても、介護福祉従事者の置かれたさまざまな労働条件を含めた状況から見て、にわかには外国人介護労働者の受け入れをおこなうことは、介護全般に渡る条件整備が行われていないことに鑑み反対である。

選択肢としての外国人介護労働力の導入に反対するものではない。しかしながら、それには優先順位があるということであり、その優先順位からするなら、外国人介護労働者の優先性は上位に位置しない。

第一に、今回の外国人介護労働者の受入れの議論は、介護を必要とする利用者の真の声を反映しているわけではない。利用者の意向に沿った介護を行う立場からするなら、そのような利用者側の議論なしに外国人介護労働者の受入れを検討することには反対である。

介護福祉士は平成17年5月末日現在で全国に46万5千人。毎年6万5千人増えている。これは先進諸国の中で極めて特異な状況にわが国があることを示している。

なお、平成17年2月現在の社会福祉事業従事者は227万人であり、介護福祉士はそのなかでも中核的存在である。

介護福祉士制度が「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき17年前にできたのは介護の質を上げるためであり、事実、介護の質は飛躍的に向上している。特に介護保険制度導入後は国民の意識の面でも質についての認識が高まりつつある。

今回、介護労働に外国人労働者を受け入れる背景に「少子化」対策がある。「少子化」は介護分野のみならず、わが国の経済全般にかかわる問題で、あえて、介護分野に特出すべき問題ではない。

わが国の介護職員の現状は、多くの介護職員が熱意をもって働いているが、一方では労働・雇用条件が不安定であるため、多くの未就労者や離職者を生み出している。今後、国内における介護労働力を確保するためにも、賃金をはじめとする処遇向上を図り、介護労働がディセントワークとなるよう、職業としての魅力が高まるよう支援すべきである。それを行ったうえでの外国人介護労働者の受け入れでなければ、ほかの国の人材を安易に費消するということがILOの近年の理念に反する。

一方、介護は利用者の生命・生活・人生と密接な関わりを持つ。提供される介護によってその生命・生活・人生が左右されるといっても過言ではない。単に食事・排泄・入浴の介助ではない。利用者の文化・生活習慣・ライフスタイルなどを含めた尊厳に根差した全人的ケアである。その点について十分な研修が行われる必要がある。

労働力の減少傾向のなかで介護労働力の確保と質の維持を図るためには、職業としての魅力を高めることが重要である。さらには、離職者等の再活用を図ることが不可欠である。

以上述べてきた事柄、それらを実現してこそ、仮にアジアの有意の介護専門職を日本に受け入れたときに、真に受入れ側の社会・国家に対して意味ある国際協力をしたことになる。また、国際的な正義、公平、公正の原則をわが国が実践したことになる。

それらの条件を整備しないで、アジアからの介護労働力を安易に導入することは国際社会で正義に反することである。

一方、わが国に目を転じて、介護労働市場での労働力移動は地域密着型である。また、介護は利用者の生活文化や人格形成にいたる歴史を十分理解したうえで提供することが必要であることから、地域を基盤とした労働力の確保、循環を促す仕組みが必要となる。むしろ、わが国が早急に取り組みなければならないのは、これらのわが国の条件整備にある。

外国人介護労働力のスムーズな導入のためにも今行われなければならないのは介護労働力をめぐる条件整備である。